

平成25年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録

1 日時：平成25年10月21日（月） 午前9時30分～午前10時50分

2 場所：フクダ電子アリーナ内 会議室

3 出席者：

(1) 委員

錦織 明委員（部会長）、善積 康夫委員（副部会長）、谷藤 千香委員

(2) 事務局

(都市局)

河野都市局次長

(公園緑地部)

岡田部長

(都市総務課)

増田都市局参事兼課長、内海課長補佐、村上総務係長、日野主任主事

(公園管理課)

高山課長、中臺係長、仙田主任主事

4 議題：

(1) 千葉市蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンドの提案及び管理運営の基準について

5 議事の概要：

提案書及び指定管理者管理運営の基準等をもとに、都市局指定管理者選定評価委員会から指定管理予定候補者の管理運営計画等に対する意見を聴取した。

(1) 指定管理予定候補者 シミズオクト・東洋メンテナンス共同事業体

(2) 指定期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(3) 部会の意見

指定管理予定候補者からの申請内容を管理運営の基準に照らし審査した結果、指定管理予定候補者（申請者）は、千葉市蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンドの管理を適切かつ確実にを行うことができるものと認められる。

なお、管理業務の実施にあたっては、次の事項に配慮されたい。

ア 利用者からの要望等に対する対応をできるだけ公開していくこと。

イ 1年間という短期間の指定管理の中でイベント等の自主事業を充実したものとし、できるだけ多く実施すること。

6 会議経過：

○事務局 おはようございます。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより平成25年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます都市総務課課長補佐の内海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、3名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

初めに、開会にあたりまして、河野都市局次長からご挨拶申し上げます。

- 都市局次長 改めまして、皆様おはようございます。ただいまご紹介いただきました都市局次長の河野と申します。

本日はお忙しい中、また足元が悪い中、第2回スポーツ部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本来であれば、都市局長がご挨拶申し上げる予定でありましたけれども、急な業務が入りましたので、かわって事務局を代表してご挨拶をさせていただきます。

本日の部会ですが、当初10月16日に開催を予定しておりましたが、台風26号の影響で本日に延期をさせていただきました。委員の皆様には主旨を理解していただいて日程の再調整にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、本日の部会ですが、来年4月から供用開始を予定しております蘇我スポーツ公園の第1多目的グラウンドの管理運営の提案内容についてご審議をいただきまして、指定管理予定候補者の決定の参考にさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には、先ほど施設をご覧いただいたところでございますが、この第1多目的グラウンドは土系のグラウンドで、サッカーが2面、軟式野球、ソフトボールが2面、ラグビー場が1面を兼用しております。芝生の観覧スペースとパーゴラなどの施設を設置する予定となっております。夜間照明は特に設置しておりません。それと、管理事務所は隣にありますフクダ電子スクエア内にある管理事務所と兼用とさせていただく施設として整備を進めております。

また、蘇我スポーツ公園で行われる大規模なイベントが行われた場合の臨時駐車場としても利用することを想定した施設として考えております。

この施設につきましては、フクダ電子アリーナ、人工芝のサッカー場のフクダ電子スクエア、庭球場のフクダ電子ヒルスコートの愛称で親しまれております既に供用開始している3施設と一体的に管理することが各施設のサービス向上及び管理経費の縮減などの効果を期待できることから、3施設の指定管理者であるシミズオクト・東洋メンテナンス共同事業体を指定管理予定候補者として、平成26年4月から平成27年3月31日までの1年間の施設管理者とすることを本市としては考えております。

なお、このスポーツ公園内の4施設につきましては、平成27年3月をもって現在の指定管理者との指定管理期間が終了しますことから、平成27年度以降につきましては改めて公募による募集を行うということで、本日審議をいただく第1多目的グラウンドについては、1年間だけ現在の指定管理者に管理をお願いすることになっております。

まず、そういう内容の議題についてご審議をいただきますので、委員の皆様にはそれぞれのお立場、専門の立場から本日の案件についてどうか忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが事務局を代表しての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 事務局 河野都市局次長につきましては、大変恐縮ですが本日所用がございましたため、ただいまの挨拶をもって退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 都市局次長 それでは、よろしくお願いいたします。

(都市局次長退席)

- 事務局 お手元の資料3、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてをご覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの（1）のとおり公開としております。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の（1）及び3、部会の会議への準用のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認をもって確定とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 部会長 本日はよろしくお願いいたします。

それでは、千葉市蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンドについての提案及び管理運営の基準について、議事の進行方法を決めたいと思います。

まず、提案書及び管理運営の基準の内容について全体の概略から説明いただいて、その後、章に沿って議事を進めたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

ご了承いただきましたので、そのように議事を進めたいと思います。

まずは、全体の概略と資料8の2、1、市民の平等な利用の確保について、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 公園管理課長 公園管理課、高山でございます。では、全体の概略と第1章につきまして説明させていただきます。

まず、第1次審査でございますけれども、お配りしてございます資料8の3、第1次審査の結果をご覧いただきたいと思います。1から6までの各事項において、所管課におきまして、提出書類の確認、関係機関への照会等により、問題がないことを確認しております。

次に、提案書及び管理運営の基準の内容について、概略を説明させていただきます。資料8の1、管理運営の基準についてでございますが、管理運営の基準とは、指定管理者に行っていただく業務の詳細を記したものであり、業務委託契約の場合の仕様書に当たるものでございます。管理運営の基準は、11章で構成されております。第1章が本書の位置付け、第2章が指定管理業務を実施するに当たっての前提、第3章が施設の概要及び特徴、第4章が供用時間及び供用日、第5章が市民利用となっており、ここまでは主に指定管理を行う上の基本的な事項の説明となっております。

続きまして、第6章が経理に関する事項、第7章が使用許可業務となっており、千葉市都市公園条例に基づき、使用許可・不許可等の権限を委任される指定管理者が料金の徴収や許可・不許可の手続きを行う上で遵守すべき内容について定めております。

次に、第8章、施設運営業務では、施設の貸し出しや広報・プロモーション、受付や接客、自主事業などの運営方法について基準を定めております。

続きまして、第9章は施設の維持管理業務、施設の点検、保守、警備、清掃等について基準を定めております。

次に第10章、経営管理業務では、事業計画の作成や、管理規定、マニュアルの作成など、施設を経営する上で必要となる準備や、業務内容のチェック機能に当たるモニタリングについて定めております。

第11章、その他の重要事項につきましては、光熱水費の取扱いや修繕の負担、保険、再委託についての取り組みを定めております。

この管理運営の基準に基づきまして、指定管理予定候補者であるシミズオクト・東洋メンテナンス共同事業体が、本日お手元にお配りしております提案書を提出しております。

資料8の2の提案書について、ご説明いたします。

提案書は、大きく6章の提案と収支内訳によって構成されております。

第1章が市民の平等な利用の確保、第2章が法令遵守の考え方やリスクの分担の考え方等の施設の適正な管理、第3章が環境への配慮や利益等の還元の方針等の、その他市長が定める基準、第4章が利用規則の基本方針、広報・プロモーション活動の考え方等の施設の効用の発揮、第5章が建物の維持管理に関する具体的方法や建築設備の維持管理に関する具体的方法等の施設の管理能力、第6章が収入と支出の見積もりの妥当性を記した管理経費の縮減により構成されております。

全体の概略説明は、以上でございます。

続きまして、第1章の市民の平等な利用の確保について説明させていただきます。

指定管理制度の公の施設の管理の考え方では、管理運営基準の第2章の1、指定管理者制度の適正な理解に基づく業務の履行等に基づき、市民の平等利用が図れること、施設の利用の効用を最大限に発揮し管理経費の縮減が図れることなどの指定管理者制度の要件に合致し、民間参入のメリットを追求しつつ施設の管理運営を行っていくこと、蘇我スポーツ公園内有料施設の指定管理の実績を生かして、市と指定管理者が官民一体となった行財政の健全化と地域の活性化に寄与することなどが提案されております。

(2)の市政への貢献・効果では、管理運営基準の第5章、市民利用に基づき、市、市民、地域、その他の団体への貢献・効果として、スポーツ振興の一翼を担うこと、地域活性化に寄与すること、指定管理の特性を生かした管理運営を行うことが提案されております。

次に、(3)の施設の貸し出し条件・利用料金の考え方では、管理運営の基準第4章、供用時間及び供用日、及び第6章の利用料金の設定などに基づき提案されております。

(4)の施設利用者の支援方策では、管理運営基準の第8章の1、運営業務の基本方針及び運営業務の内容、施設の貸し出し業務から災害時の対応などに基づき、市が導入予定の公共施設予約システムの活用、隣接のフクダ電子スクエア管理事務室における利用受付・接客等の運営業務の実施内容などが提案されております。

第1章の市民の平等な利用の確保については以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、1、市民の平等な利用の確保について、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。何かございますか。よろしいですか。どうぞ、委員。

○委員 細かいことなんですけれども、利用料金について、これは市で決まっていることだと思うんですが、全面と半面というふうにあって、サッカーコートだけ半面貸し出しするということなんですか。

○公園管理課長 利用料金の設定は、資料8の1の6ページに記載しております。この全面と半面のことでございますが、全面というのは、野球とサッカーにつきましては半面ずつで利用できます。全面で使う場合はラグビーで使う場合がございます。ですから、普通には半面ずつの貸し出しになるんですが、全面で2試合やることも可能ではございます。

○委員 半面のところに括弧サッカーコート1面と書いてあったので、野球というか、ソフトボールとかも想定にあるんですね。

○公園管理課長 はい、野球、ソフトボールもできます。

○委員 それはちょっと上から見ただけで、よくイメージできなかつたんですけれども、例えば、サッカーとソフトボールとかが一緒にやっても大丈夫なぐらいのスペースだったのでしょうか。

○公園管理課長 一応、今ここで承認いただきますと、指定管理者とまた細かい協議に入っていく中で、どうやって貸し出しをしていくかを検討することになります。

今のところ、野球とサッカーは一緒にはやらない。サッカーをやるときはサッカー、野球をやるときは野球ということで考えております。

あと、先ほど説明いたしましたこの図面の真ん中のラインに区分けする柵を、仮設のものを置けるようになっていきます。

○委員 わかりました。ありがとうございました。

○部会長 私のほうから、6ページなんですけど、優先利用調整業務の基準というのが書いてあって、この第一次調整と第二次調整の関係がちょっと読んでよくわからなかったんですね。これは、第一次調整と第二次調整というのの関係がよくわからないといっても、ちょっと質問の趣旨も漠然としているんですけど、この辺、ちょっとご説明いただいていいですか。

○公園管理課長 すみません、6ページの優先利用調整業務の基準の中の第一次調整というのは、まず市の主催する事業についてでございます。あと2番目、公共公益性が高い行事、市の後援を受ける行事、あと3番目、命名権取得者、これはフクダ電子でございますが、フクダ電子の施設利用。4番目につきましては、指定管理者が対象行事等の受付調整を行い、2月上旬までに利用調整会議で行うものとするを書いてありますけれども、特にこの第一次調整というのは、市の行事等について、これは最優先で日程に入れます。

第二次調整というのは、サッカー、ラグビー、野球の代表者、市の指定する利用団体でございますが、その団体と調整しまして、これもその団体が行う大きな大会につきまして、事前に利用設定を認めると。普通、一般の利用の場合は2カ月前になると予約が入るんですけども、大きな団体、市の団体やスポーツ振興団体の場合は年間で計画しておりますので、その分を事前に入れるので第一次関係が、くどくて申しわけありません、第一次調整というのが市だとか命名権者の最優先予約で、第二次調整というのがスポーツ振興団体の大会等の利用枠を事前に設けるものでございます。

○部会長 そうすると、ここに時期が書いてありますけれども、第一次調整が前年度の2月上旬までに調整されて、その直後に第二次調整、2月上旬に利用調整会議というのが第二次調整について開かれて、2月中旬までに日程調整が行われる、そういうイメージなんですね。

○公園管理課長 はい。

○部会長 年間の計画ということでしたが、その下のほうの一般利用受付のところを見ると、一般利用に供する日程については、市民等のニーズに最大限考慮し、原則として年間利用可能枠の50%を確保することと書いてあるんですけど、それとの関係で、初年度については、まだ上の優先利用調整ですか、こちらは全く白紙ということなんですか、それともある程度年間のことですから想定されていたりするんですか。

○公園管理課長 ちょっと質問の意味が。

○部会長 この2月上旬までに第一次調整が行われているということなんですけど、2月上旬に急に1年間のことが明らかになるわけではないと思うので、50%市民の利用枠を確保するというのとの関係で何らかの構想がもう、来年度についてはこういうことを第一次調整の優先利用として行われるだろうとか、第二次ではこの程度だろうというような、そういう見込みというようなものが提案段階でもあるんでしょうかということです。

○公園管理課長 これから調整させていただきますので、今の段階ではございません。

○部会長 全くこれからということですね。

○公園管理課長 はい。

○部会長 それから、非常に細かいことなんですけど、8ページの急病、人身事故への対応

のところで、AEDの設置というのは4施設で、今、既存3施設ありますね。今度1施設あって、この4施設で何か所ぐらいあるんですか。

○ 公園管理課 今、供用されているフクダ電子アリーナ、こちらの施設につきましては11台ございます。フクダ電子スクエア、その隣のスクエアにつきましては現在2台でございます。ヒルスコートも2台ございます。こちらの、これから供用させていただく第1多目的グラウンドは、まだAEDのほうは設置しておりませんで、ただ、これまで、この施設のネーミングライツがフクダ電子株式会社様になっていまして、AEDの販売等していただいている会社なんですけど、その施設の供用するタイミングに寄贈いただいております、今フクダ電子様とお話をさせていただいておりますが、寄贈の方向でお話をいただいているところです。

○ 部会長 わかりました。

はい、どうぞ。

○ 委員 ネーミングライツについて触れていただいたので、第1多目的グラウンドもフクダ電子さんのネーミングライツの範囲内なんですか。

○ 公園管理課長 当初、アリーナが一番最初にオープンしましたがけれども、この命名権を売ったときに、蘇我スポーツ公園全体としましてフクダ電子さんに買ってもらいました。それで当初は、とっくに完成している予定だったんですが、市の財政事情もありまして、少しずつ遅れているんですけれども、施設が遅れるたびに命名権を追加していくということで、物件としてはフクダ電子さんが全部を買っているということです。

○ 委員 今度の4月からはフクダ電子が頭につくと、オープンしたときにはつくということですね。

○ 公園管理課長 はい。

○ 委員 まだオープンしていないので、今ついていないと。

○ 公園管理課長 はい。

○ 委員 わかりました。

○ 部会長 よろしいでしょうか。

それでは、1、市民の平等な利用の確保については以上で終わります。

続きまして、2、施設の適正な管理について、事務局から説明をお願いします。どうぞ。

○ 公園管理課長 2、施設の適正な管理について説明させていただきます。

(1)の本施設の同種・類似の施設の管理実績では、管理運営の基準で特に定めは設けておりませんが、蘇我スポーツ公園有料施設の指定管理のほか、国立競技場など、さまざまな受託業務の管理実績が記載されております。

(2)の法令等の遵守の考え方では、管理運営の基準の第2章の3、関係法令を遵守した業務の履行に基づいた内容で提案されております。また、個人情報の保護、情報公開に関する考え方、具体的方策の記述につきましては、管理運営の基準の第8章の3、情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持に関することに基づき提案されております。

(3)リスク分担の考え方では、管理運営の基準、第2章の4、リスク分担に基づいた業務の履行で定められているリスク分担に基づき提案されております。

(4)施設管理運営体制・バックアップ体制では、管理運営の基準で特に定めは設けておりませんが、指定管理予定候補者であるシミズオクト・東洋メンテナンス共同事業体が管理する同一公園内のフクダ電子アリーナ、スクエア、ヒルスコートの3施設との一体管理を生かし、職員全体が業務をサポートする体制を提案しております。

また、代表企業・団体や構成員が事業を継続できなくなった場合のバックアップ体制とその方策につきましては、管理運営基準の第10章の9、次期指定管理者への引継業務に基

づき提案がされております。

(5) 施設管理の責任体制、必要な専門資格等の配置体制では、管理運営の基準第8章の3、専門員の配置に基づき提案されております。

(6) 相談、苦情への対応では、管理運営の基準第8章の3、要望・苦情対応等に基づき、相談や苦情に対し迅速に対応することや、再発防止の処理を行い、管理運営の改善にフィードバックするなど提案されております。

(7) の事業計画書及び事業報告書の内容では、管理運営の基準第10章の3及び5の事業報告書作成業務に基づいて作成されております。

(8) の管理規定・マニュアル等の考え方では、管理運営の基準第10章の6の管理規定・マニュアル等の作成業務に基づき提案されております。

(9) 事業モニタリングの考え方は管理運営の基準第10章の7、事業モニタリング業務に基づき、PDCAサイクルによって、より良い管理運営に活用していくことなどが提案されております。

第2章につきましては、以上でございます。

○ 部会長 ありがとうございます。

それでは、2、施設の適正な管理について、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。何か。

○ 委員 ご意見ですから、要望とかでも。

○ 部会長 どうぞ。

○ 委員 相談、苦情の対応とか、いろんな意見が、施設を運営すると出てくると思うんですね。そのときに、やむを得なかったり勝手な要望だったりとかいろいろあるんですが、結局、心の問題なので、その要望に対してどう対応したという対応の事実だけではなくて、どう対応しましたよということをたくさんオープンにしていただけると苦情が減るのではないのかなというところをよく思います。ぜひ要望を受け取ったということがオープンになるようにしていただければなと思っております。

○ 部会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○ 公園管理課長 要望の内容をホームページだとか、そういったものに掲載していくというご提案でございますでしょうか。

○ 委員 はい。

○ 公園管理課長 今現在まだやっておりませんが、今後、指定管理者とどういうふうにご提案していくかと、市長への手紙などは、市の場合は最終的にまとめて掲示していくということになっております。やはり、こちらのほうも掲示するとなると、個別にやるのではなくて、ちょっとまとめた段階で掲示していくというような形になるかと思いますが、その点につきまして、指定管理者と協議させていただきたいと思っております。

○ 部会長 よろしいですか。

私のほうから、じゃ、ちょっと聞かせてください。16ページのところで、第三者賠償に対する対応で、こういうことが起こるとなかなか大変な部分ですけども、この第三者賠償に書いてある原則的なところは、民法上の土地工作物の管理責任のところと同じ考え方で問題ないと思っております。

その下の賠償保険の加入なんですけど、これが私もイメージがよくわからないんですけど、第1多目的グラウンド賠償保険で、施設賠償責任保険が対人1名1,000万円、1事故3,000万円。一番下のシミズオクト・東洋メンテナンス共同事業体の個人情報漏えい。個人情報漏えいのほうになると1名、1事故、年間共通で10億円、個人情報漏えい時対応費用が3,000万円と、人身事故よりも個人情報のほうはかなり額が大きい。人身事故のほうは、保

険料との関係なんでしょうけれども、人身事故のほうは交通事故とか、そういうことと比べるとこれで十分なんだろうかというようなことも考えて、どういう考え方でこういうふうになったのかなというのを、もしおわかりになればお伺いしたいと思ったんですが。

- 公園管理課長 すみません、不確かになってしまいますけれども、シミズオクト系列の場合、情報漏えいについては、会社全体で大きな基準を設けております。その関係で、この施設の保険とはまた別の保険制度になっておりますので、基準がちょっと違うということだと理解しております。
- 部会長 わかりました。そういう事情ですか。
それと、19ページのところを見ていくと、非常勤職員1名が配置されるんですね。
- 公園管理課長 はい。
- 部会長 次のページ、後でも問題になるかもしれないんですが、次のページで人件費が年間291万5,000円というふうに書いてあります。これはアルバイト30日と書いてありますけれども、何人かで延べ30日ということなんでしょうかね。そうですね、きっと。それで、この291万5,000円というところから基準のほうの8の1の7ページのところで、その予算関係で見っていくと7ページの4、指定管理委託料の上限額についてと書いてあって、これが1,116万2,000円となっています。細かい内訳なんかは別として、この1,116万2,000円という金額の、これは市のほうで基準として出しているわけです。この算出根拠、どういう考え方でこの額になったのかを教えてくださいませんか。
- 公園管理課 この指定管理委託料の上限額につきましては、まず指定管理の予定候補者のほうから参考見積もりを頂戴していますのと、あと、他市の類似施設の状況などをもとに設定しております。
- 部会長 そうですか。そうすると、市のほうでこの施設についてこのぐらにかかるとか、あるいは市が出せるお金がこのぐらいたらうとかいう考慮ももちろんそこにはあるんでしょうけれども、まずこの額が出てきたのは、見積もりを出してもらってそれをチェックしながら市の出せるお金とかとの調整、それから他市の施設を見ながら、参考にしながら決めたということなんですかね。
- 公園管理課長 必要な項目については、市のほうが事前にこういった管理内容が必要だというものを出して、それに基づいて個々の単価、見積もりをもらいまして積算し直しております。
これは、また後ほどの第5章のほうでの説明にもなるかと思うのですが、この上限の価格につきまして、また最後、市のほうの財政部門と協議をしまして、若干事業費の見直しがある場合がございます。公募で行う場合には、この公募で審査した金額がそのまま指定管理委託料になるんですが、千葉市の場合、非公募でやる場合には、再度この上限額で財政部門が妥当かどうかというところがありまして、若干見直しがある場合がございます。
- 部会長 そうですか、これから。
- 公園管理課長 はい。
- 部会長 わかりました。
ほかに何かございますか。はい、どうぞ。
- 委員 27ページの確認です。モニタリングのところですが、ここはこの1年間の計画ということですか。そうすると、主な対象者というのは利用者になるということですね。ここに大会とかイベントについても書かれていますが、この1年間の間に何か大会、イベントというものが結構計画されているのですか。
- 公園管理課長 先生のおっしゃいました大会主催者の、先ほども第一次調整、第二次調整

とありましたけれども、年間で大会をやっていく方たちからも、そういう競技主催者あるいは各団体から意見を伺います。あと、それ以外に、スクエアのほうに常時アンケートの受付のボックスを設けまして、個々の利用者からも利用可能、アンケートは聞けるような体制になっております。

○ 部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。委員、よろしいですか。

○ 委員 はい。

○ 部会長 それでは、ご発言なければ、今の2の施設の適正な管理については以上で終わります。

続きまして、3、その他市長が定める基準について、事務局から説明をお願いします。

○ 公園管理課長 3、その他市長の定める基準について説明させていただきます。

(1) 市内産業の活性化、市内業者の登用の考え方では、管理運営の基準第2章2の市内産業の振興に基づき提案されております。

(2) 従事者の確保（市内雇用、障がい者雇用、男女共同参画）の考え方では、同じく管理運営の基準第2章の2のエ、市民雇用への配慮及び障害者雇用の確保、男女共同参画社会の推進に基づき提案されております。

(3) 環境への配慮では、管理運営の基準第2章の2のカ、環境への配慮に基づき提案されております。

(4) 大規模な災害時の対応につきましては、管理運営の基準第2章の2のキ、災害時の対応に基づき、防災拠点である蘇我スポーツ公園の特性を踏まえ、本市防災組織の参加協力などが提案されております。

(5) 施設の命名権への協力につきましては、管理運営の基準第2章の2のケ、施設の命名権への協力に基づき、市との協力体制を構築し命名権の権利の行使に当たっては全面的に協力することが提案されております。

(6) 利益等の還元の方針につきましては、管理運営の基準第6章の7、利益の還元（剰余金の取扱い）に基づき、基準を上回る還元が可能なきには別途協議すると提案されております。

以上でございます。

○ 部会長 ありがとうございます。

○ それでは、3、その他市長が定める基準について、ご意見等がございましたらご発言お願いいたします。

いかがですか。委員、何か。

○ 委員 どういうふうに質問、意見したらいいのか難しいんですが、(1)のところ、市内産業の活性とか市内業者の登用とか、余りにもざっくり過ぎて、頑張りますという感じしかないんですが、これ以上の、具体的にこのぐらいというようなものとかは、話し合いの中ではあるんでしょうか。

○ 公園管理課長 この第1多目的施設につきましては、先ほどありましたように、非常勤を260万円ですか、雇うという部分でしかないものですから、なかなか提案内容が書けない。ただし、フクダ電子アリーナから今まで今回の施設を含めて4施設行う上では、市内の職員だとかあるいは市内業者に優先的に発注していくということを市と協議しながら指定管理者のほうで実施しております。

今回につきましては、今度の提案書、全体的に単年度、あと、その内容的にこの施設だけというところで書きづらいところもあって、ほとんど管理運営の基準を遵守しますという全体の流れになっておりまして、なかなか読み取れないところがあるんですが、全体と

しては、先生がおっしゃいましたように、市と協議しながら進めていくということで進めております。

- 委員 単年度なので、逆に具体的なところがあるのかなというふうに思ったんですが、市との協議の上でそういう方向に行ければいいかなと思います。
- 部会長 この部分は、やや抽象的に記載されている事柄、いいことがいろいろ書いてありますけれども、これが実際にどう運営されていくかと、現実にならっていくかというところが非常に重要なところで、今の段階では、それを具体的に記載するところまではいかないんでしょうけれども、それを1年ですから、試験的な期間というか、そういう面もあると思うので、それを注視しながら運営を見ていきたいと思いますということになるんでしょうかね。

先生、よろしいですか。はい、どうぞ。

- 委員 利益等の還元のところですけども、34ページの市への還元についてというところの最初の4行の意味についてです。当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額、という表現がわかりにくいように思います。当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、その超過額の2分の1というふうに置きかえても同じに。
超える場合には、その超過額の2分の1の額、としたほうがいいのではないのでしょうか。
- 公園管理課長 そういう意味だと、理解しているんです、はい。10%超えたときには、その10%の2分の1。
- 委員 そういうことですか。丁寧に、もう一度書かれているということですか。
- 部会長 よろしいですか。私が理解したのは、その10%までは還元はしないんですけども、10%を超えて、さらに例えば15%の利益があったときは、その10%は還元しませんけれども、控除して上の5%、その2分の1を還元しようということだと思っておりますよ、意味内容としては。
- 公園管理課長 申しわけございませんが、至急ちょっと確認させていただきます。
- 部会長 そうですか、はい。
- 委員 部会長がおっしゃったように思いますね。
- 部会長 そういう意味内容だと。
- 委員 それ以外には読めないと思いますけれども。
- 公園管理課長 すみません、会長がおっしゃるとおりだということ。
- 部会長 そういう意味内容ですか。そういう意味内容ということで、委員、よろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 部会長 それでは、もしほかになければ、3、その他市長が定める基準については以上で終わりにしまして、続きまして、4、施設の効用の発揮について、事務局から説明をお願いします。
- 公園管理課長 それでは、4、施設の効用の発揮について説明させていただきます。
4の(1)の利用促進の基本方針につきましては、管理運営の基準第2章の1、指定管理制度の適正な理解に基づく業務の履行及び第8章、施設運営に基づきまして地域及び教育機関との連携、あるいは自主事業の活用等による利用促進などが提案されております。
(2) 広報・プロモーション活動の考え方につきましては、やはり管理運営の基準第8章の3の1、広報・プロモーションに基づきまして、広報・PR活動の充実、具体的な広報・プロモーション活動などについて提案されております。
(3) 施設貸出業務の実施・利用者の利便性の向上策につきましては、管理運営の基準

第8章の3の2、施設貸し出し業務に基づき、公正・公平・平等を確保し、利用者の利便性を向上させるための方策について提案されております。

(4)の自主事業実施の考え方につきましては、管理運営の基準第8章の3の10、自主事業に基づき、具体的な自主事業としまして、蘇我スポーツ公園内の他の施設と連携したイベントの実施、オープニングイベント、そのほかスポーツスクールの普及活動事業、あるいは指導者講習会等の提案がされております。

(5)の市・関連機関等の連絡・調整方法では、管理運営の基準第10章の8、関係機関との連絡調整業務に基づきまして、市への連絡、協議するとされた項目について提案されております。

(6)競技団体、地域団体との関わり方につきましては、同じく管理運営の基準の第9章11に基づきまして、競技団体、地域団体との協力体制、他団体との提携・協力事業の実施について提案されております。

第4章につきましては、以上でございます。

○ 部会長 ありがとうございます。

それでは、4、施設の効用の発揮について、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

委員。

○ 委員 質問なんですけど、オープンの日とオープニングイベントの日というのは決まっていますか。

○ 公園管理課長 オープニングイベントと……

○ 委員 施設のオープンの日とオープニングイベントの開催というのがあるので。

○ 公園管理課長 オープニングイベントというのは、オープンするときに……

○ 部会長 ご質問の趣旨は、まずオープンの日は決まっていますかということですね。

○ 委員 はい、日がわかれば。

○ 公園管理課 施設のオープンは、4月1日を予定しております。

オープニングイベントにつきましては、これは施設の開設の1日に合わせるのか、あるいは少し時期をずらして、1日はちょうど平日だと思っておりますので、オープン日に近い土日に設定するのですとか、その辺は指定管理者のほうとも協議をしながら決めていきたいと思っております。

○ 委員 自主事業の計画というか、大体「検討する」が多いんですけども、構想としてはたくさんあるなという感じなんですけど、現実的な、ここに関していえば4月1日から指定管理ですね。オープンして指定管理の仕事をするのが4月1日で、その日からオープンで、その年にイベントを自主事業としてやるという、全てが並行でやられるということですね。

○ 公園管理課 はい。

○ 委員 なので、「検討」は仕方がないというふうに捉えるべきなんではないでしょうかというところなんですけど。

○ 公園管理課 実際は、オープンする前に指定管理の準備業務ということで、そういった自主事業のオープンイベントですとか、あるいはその予約システムの関係ですとか、いろいろと準備がございますので、その辺はオープン前にしていただくという形でお願いをしております。

○ 委員 それも含めての指定管理料ということで。

○ 公園管理課 はい、そうです。

○ 部会長 2月上旬には先ほどの優先順位の調整とかも入ってきますので、そのころには動き出しているんでしょうし、その前からそういうオープニングイベントなんかは計画を、

準備を始めているのでしょうかね。どういったことをやるか。

どうぞ。

- 公園管理課長 本委員会で審議していただいた後、この12月に開催される市の第4回定例会のほうでこの議案が正式に承認されますと、指定管理者と、先ほど言いました来年のどうやって管理していくかという細かい協議に入る予定です。

ただ、実際は1月、2月、3月の3カ月でいろいろと細かいことを協議するという形になります。

- 部会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

36ページに、広報活動で、一番最初に基本的なことで市政だよりと書いてある。市政だよりというのは非常に読まれているんですね。多くの方が読んで、非常に基礎的ですけども有効な広報手段なんですね。弁護士会なんかは市政だよりに載せていただいて、何か行事をやったりして、アンケートで何でお知りになりましたかということ、結構市政だよりというのがあるもんですから。

それから、38ページのところで施設貸し出し業務という枠の中の一番下ですね。4つ目の丸のところ、第1多目的グラウンドの付加価値、パブリシティを高めるプロ興業については優先利用を適用し、調整会議等別途打ち合わせの後、決定するとありますけれども、提案書の6ページ、先ほどの優先利用のところでは何に該当するか、このプロ興業ですね。これは公共性が高い行事、第一次調整の市の主催行事の次にある、特に公共性が高い行事というところに入るという解釈なんですか、どうなんですか。優先利用の要件というのがあると思う。

どうぞ。

- 公園管理課 実際こちらに提案でプロ興業と書いてあるんですが、基本的にはこちらの第1多目的グラウンドにつきましてはプロ興業というのはあまり想定されないのかなというふうには考えております。

このフクダ電子アリーナにつきましては、Jリーグを開催しております、このフクダ電子アリーナの優先の基準ですとJリーグというものが第一次調整という、今この市の主催行事と書いてありますが、それとは別にJリーグ開催というものを基準に考えております。

なので、ただ想定しないと言いましたけれども、仮にプロ興業的なものが来た場合には、やはり準備がかなり早くから必要になってきますので、ここは市の主催行事とはいかないと思いますけれども、市の後援など仮に受けるような場合がございましたら、その第一次調整の中に入ってくるのかなと考えております。

- 部会長 41ページ(5)のところですね。市との連絡・連携等の①の四角で囲ったところですが、それと、その次の②も関係してきますけれども、連絡調整会議において協議が整わない状況が生じた場合は、自ら解決に向けて誠実に協議する。当該事故について連絡調整が整わないときは、市の最終的な妥協案に従うものとする。

②のところでも、3番目の丸で、利用調整会議において協議が整わない事態が発生した場合は、千葉市及び指定管理者は解決に向けて誠実に協議を進め、関係者間で調整を円滑に解決していくと書いてありますけれども、既存3施設、こちらの9年間の実績というか、経験があるわけですね。その9年間の中で、こういったことはありましたか。

- 公園管理課長 ありません。

- 部会長 ありませんか。はい、わかりました。

何かほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、4、施設の効用の発揮については以上で終わります。

続きまして、5、施設の管理能力について、事務局からご説明をお願いします。

- 公園管理課長 では、5、施設の管理能力について説明させていただきます。
 - (1) の建物の維持管理に関する具体的方法では、管理運営の基準第9章の4、建築物維持管理に基づく建物の日常点検・定期点検等につきまして提案されております。
 - (2) の建築設備の維持管理に関する具体的方法では、やはり管理運営の基準第9章の5に基づく建築設備の日常点検、定期点検の実施方法について提案されております。
 - (3) 什器・備品維持管理に関する具体的方法では、管理運営の基準第9章の6に基づき、記載のとおり提案されております。
 - (4) フィールド等維持管理に関する具体的方法では、やはり管理運営の基準第9章の7に基づきまして、土系グラウンドや天然芝の観覧スペースの具体的な維持管理方法などについて提案されております。
 - (5) 清掃に関する具体的方法では、やはり管理運営の基準第9章の9の清掃に基づき記載のとおり提案がされております。
 - (6) の外構設備の維持管理に関する具体的方法についても、管理運営の基準第9章の8に基づき提案されております。
 - (7) 保安警備に関する具体的方法につきましては、管理運営の基準第9章の10の保安警備に基づき、日常の保安警備のほか、イベント開催時の警備支援業務などについて記載しております。
- 第5章については、以上でございます。
- 部会長 ありがとうございます。
 - それでは、5、施設の管理能力について、ご意見等ございましたらご発言お願いします。
 - 何かございますか。よろしいですか。
 - これは、44ページの④ですか、修繕のところが一番下、イベント時の損傷の修繕についてなんですが、イベント開催前及びイベント開催後に使用場所のチェックを行い、損傷箇所についてはイベント主催者側と相談の上、経費を負担してもらうとありますが、開催前も、主催者も一緒にチェックを行うということですか。
- 公園管理課長 はい。要するに、いわゆるイベント、全てがイベントになってくるんですけども、イベントがここで催されたときに仮設ブース等を設置いたしますので、そういったときに、どうしても破損され、例えば穴をあけてしまったとか、そういったことが生じてきますので、そのチェックということで、このフクダ電子さんなんかですと細かいチェックが必要になるんですけども、グラウンドの場合には関係施設をさらっと見ていただくということで、敷設後に従業員のほうがきちんとチェックして、おかしなところがあったら、事業者とイベント主催者と協議して穴を埋めてもらうとか、そういった形になりますので、この開催前と、一応この手続き的には開催前後でやらないと、うちの責任ではないという形になりますので、一応前後でやるという形になっております。
- 部会長 54ページの真ん中あたり、イベント開催時の警備業務のところのイベント警備支援業務という枠に入っている真ん中辺の行の後ろのほうなんですが、使用ADを把握し連携を図る。ADというのは何のことか、ちょっと確認したいのですが。
- 公園管理課 ADというのは入館証みたいなもので、パスになります。
- 部会長 入館証。
- 公園管理課 はい。あまりこのグラウンドだとないかと思うのですけれども、よくあるJリーグとかですと、関係者以外は入れないことになっているのですが、その際関係者が入るための入館証といいますか、パスがございまして、そういったものをイメージしているのだと思うのですが。
- 部会長 ADって、何の略ですかね。オーソライズド何とかですか。結構です。そういう

ものですか。

- 公園管理課 はい。
- 部会長 これ以降はスタッフ以外入っちゃいけませんとか、そういう部分に対して入れる入館証というものです。

そうですね。私も、その程度です。よろしいですか。

それでは、ご発言なければ、5、施設の管理能力については以上で終わります。

続きまして、6、管理経費の縮減について、事務局から説明をお願いします。

- 公園管理課長 6の管理経費の縮減について説明させていただきます。55ページでございますが、管理運営の基準第6章の4、指定管理委託料、同じく第6章の5、自主事業による収入、6、管理経費に基づきまして、管理運営経費について、人件費、事務費、消耗品、管理費等に区分して計上されております。

収入につきましては、利用料金収入と市からの委託料に区分して計上されております。

なお、市からの委託料については、管理運営経費から利用料金収入を差し引いた残りの額となり、管理運営の基準において上限額を記しておりますが、提案の中では上限額どおりで提案が出ております。

今回は、非公募の1社からの提案でありますことから、委員の皆様のご意見等を踏まえながら支出見積もりの妥当性、収入見積もりの妥当性について市の財政課と協議を行い、委託料の調整を行うこととなっております。

以上でございます。

- 部会長 ありがとうございます。

それでは6、管理経費の縮減について、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

はい、委員。

- 委員 57ページの自主事業収入というところですが、ここには、この1年間で行われる自主事業について書かれているのですよね。

- 公園管理課長 はい。

- 委員 別のところでいろいろ自主事業が並んでいましたけれども、提案書の57ページのところでは自主事業があまり計画されていないようです。この点についていかがでしょうか。

- 公園管理課長 自主事業の中にはいろんな可能なことを提案してきておりますが、その収支の中では、実際に確実にできることのみを記載しているようでございます。

スクールだとか、そういったものについて、今後計画していく中で再度調整していくような形で、この中では載っております。

- 部会長 この部分なんですが、管理経費、管理運営費等ですね。これについてこの金額が妥当かどうかというのを、なかなか今、手元にある資料で、この審議会の委員で今審議するというのはなかなか難しいなという印象を受けています。

ただ、先ほどちょっとお伺いしたんですが、管理運営の基準において上限として示されている市からの委託料、これどおりというふうになっていまして、先ほどちょっと経緯を伺ってそうなのかなと思ったんですが、市が基準として出したその範囲内であればいいんですけれども、それは上限どおりというのと、何か、どういうふうにして管理運営費を予算立てしたのかとか、そういうところで、資料をいただいた段階では疑問に思っていたんですが、先ほど、見積もりを先に一応出してもらったと。それをもとに市でいろいろ検討して上限を決めた。

ちょっと具体的になりますけれども、この上限と出してもらった見積もり額の関係はどうですか。見積もり額がどの程度だったんでしょうかね。

お願いします。

○ 公園管理課 参考の見積もりをいただいたときは、1つ、人件費は常勤の職員を想定した見積もりが出てきましたが、市としてはこちらは一体管理ということもございますし、スクエアの事務室に職員がおりますので、そこの兼ね合いから非常勤で対応できるのではないかということで、ある程度精査をさせていただいています。

○ 部会長 そうすると、見積額が出てきて、それが市から見てここはもっと縮減できるのではないかというところを削って行って、それで、あと自主事業で利益はこの程度あるのではないかという予測を立てたものを引いて、足りない部分をその管理委託費の上限として定めたということなんじゃないかな。

その管理者のほうとしては、自分たちとしてはもうちょっと高いものを想定していたんだけど、いろんな市からの要望も受けて削っていったものだから、委託費についてはその上限いっぱいはどうしても必要なんですよと、そういう理解ですかね。

○ 公園管理課 はい。

○ 部会長 わかりました。

委員の先生方。委員。

○ 委員 自主事業の収入の方は委託料とは関係ないですね。

○ 公園管理課 はい、そうです。

○ 公園管理課長 部会長さんがおっしゃいました、さっき事業費があつて自主事業の収入を差し引いたというお話があったんですが、自主事業を除いた、いわゆる市から受託された業務の事業費から利用料金をですね。

○ 部会長 失礼、そうですね。自主事業は、私はちょっと言い間違えました。自主事業というよりも、利用料収入を除いて、その見込みを除いて足りない部分が管理委託費になるという考え方ですね。

○ 公園管理課長 よろしいでしょうか。

○ 部会長 ありがとうございます。はい、了解しました。

○ 委員 指定管理者委託料の件に関しては、もともと出てきたより抑えられたという説明でしたし、ただ1年間であるにもかかわらず、その前段階からいろいろ仕事もあるということで目いっぱいなのかなというところはざっくりは納得できるんですが、その自主事業に関して、大枠では自主事業は範囲外で収入を得て、何か事業をしてというところはざっくりは理解できるんですけども、例えば1つやりますと言っている、ひまわりフェスティバルは自主事業の収入に入っていて、これの事業をする支出はどこに行ったのかがちょっとよくわからなかったりですね。

それから、オープニングイベントは必ずやると思うので、これはざっくりでも提案書にやっぱり載せていただきたかったなというふうに思いまして、オープニングイベントが参加費を取るのかどうかというところも含め。割と一般的にはお披露目で参加費を取らずにというところがほかのところでは多いので、そうなると思入ってくるでしょうしとかですね。

そのほか幾つかだけでも、検討中の自主事業は多いんですが、割と具体的にあるんだろうなというふうな印象を受ける事業計画もありますので、それが載っているほうが何か現実的かなという気がします。これから具体的な計画がというところはわかるんですが、もう少し見えるといいなというふうに感じました。

○ 公園管理課長 確かに57ページと58ページの部分の自主事業費につきましては、非常に記載がまだ大まかでございます。先ほど説明したように、まだ具体的に盛られていないということからこのような記載になっておりますが、先生のおっしゃるとおり、ある程度あるということで、今のところオープニングイベントについては、60ページに若干記載がござい

ます。ただ、このオープニングイベントだけでございまして、ほかのイベントについてまだ記載がありませんので、今回は1年という短期でございまして、どこまでできるかということがある意味試行的なところもございまして。

○ 部会長 今の60ページというのは、そのオープニングイベントの支出が1万5,000円ですか。

○ 公園管理課 これは、実際に施設を使いますけれども、施設の利用料金を指定管理者が自主的にやるということで、指定管理者が施設の使用料を払いますという料金になっています。

○ 部会長 実際そのイベントにかかるお金ではないんですね。全然ね。

○ 公園管理課 はい、ここはそうですね。利用料金と書いてあるのは、指定管理者が利用料金収入を払いますということです。

○ 部会長 なかなか単年の提案ということですし、これから始まるもので、具体的にイメージあるいは提案が今の段階で詳細にというのは難しいところもあると思われまして、我々が審議するにしても若干難しいところもあったんですが、6、管理経費の縮減については以上でよろしいでしょうか。

そういう中で、何か最後に章に限らずご質問、ご意見等あれば伺っておきますが。

はい、どうぞ。

○ 委員 施設の運営に関しては、かなり精密にやってくさると思うんですけども、今までやっていたところにふえるということで、ソフトというか、そのところがちょっと、もしかするとおろそかになって、1年だけですし、ちょっとおろそかになってしまいがちなかなという気がしますので、この先、市のほうで協議をされていく上で、できるだけ具体的に多くの事業をしていただけるようにおっしゃっていただければと思います。

○ 部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに発言なければ、千葉市蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンドについての提案は管理運営の基準に適合するというふうに判断してよろしいでしょうか。

では、そのように委員会としては適合するという答申をしたいと思えます。

事務局におかれましては、今後の管理指定予定候補者との協議の中で、よりよい管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思えます。

本日の協議は、これで全て終了しました。

以上をもちまして平成25年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○ 公園緑地部長 本日は長時間にわたりまして慎重なご審議、どうもありがとうございました。加えまして、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

今回いただきました意見を十分反映させまして、指定管理予定候補者、協議を進めてまいります。

その後でございまして、11月末でございまして、予定されております平成25年第4回定例会におきまして、指定管理者の指定の議案を提出させていただき予定でございまして。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。